

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る設置変更許可申請に関する事業者ヒアリング
2. 日時：令和3年12月16日（木）10時00分～11時50分
3. 場所：原子力規制庁16階D会議室
※ 本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者：
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
藤森安全管理調査官、伊藤主任安全審査官、島村主任安全審査官、
上野管理官補佐、井上技術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

バックエンド技術部 技術主席 他2名

臨界ホット試験技術部 マネージャー 他1名

保安全管理部 マネージャー 他1名

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

5. 議事要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、資料に基づき、原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設等）の設置変更許可申請について、説明があった。

○原子力規制庁より、以下の点を伝えた。

- ・第2廃棄物処理棟において使用停止とするアスファルト固化装置等について、当該設備を存置する理由とともに、当該設備の機能停止措置の方法、及び当該設備が他の系統の安全機能に悪影響を及ぼさないことを示すこと。
- ・放射性液体廃棄物のレベル区分変更前後における発生量を、発生施設ごとに示すこと。
- ・放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物の発生量に影響する変更であることから、放射性廃棄物の廃棄施設において放射性液体廃棄物を処理する能力を有すること及び放射性廃棄物の廃棄施設において、保管廃棄できる容量を有することを示すこと。
- ・本申請による変更前後の放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物の放射性廃棄物の処理フローを示すこと。
- ・アスファルト固化装置等の許認可対象からの削除に伴い、不要となる関連

設備について、整理して提示すること。

- ・第2廃棄物処理棟及び第3廃棄物処理棟について、本申請における試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則各条文に対する基準適合の要否並びに要否の理由を示すこと。

○原子力機構から、了解した旨の返答があった。

6. 配布資料

資料 原子力科学研究所放射性廃棄物処理場等原子炉設置変更許可申請の概要